

目次

- 第1章 総則(第1条—第4条)
- 第2章 公文書の開示(第5条—第19条)
- 第3章 情報公開の総合的推進(第20条—第20条の3)
- 第4章 雑則(第21条—第23条)
- 附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、町民の知る権利を尊重し、公文書の開示を請求する権利を保障するとともに、公文書の開示に関し必要な事項を定めることにより、町民の町政に対する理解と信頼を深め町政への参加を推進し、もって一層公正で開かれた町政の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 町長、議会、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び下水道事業管理者をいう。
- (2) 公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるものを除く。

(実施機関の責務)

第3条 実施機関は、第1条の目的を達成するため、この条例を適正に運用するものとする。この場合において、実施機関は、個人に関する情報については、その保護に最大限の配慮をしなければならない。

(公文書の開示を受けた者の責務)

第4条 この条例の定めるところにより、公文書の開示を受けた者は、それによって得た情報を、この条例の目的に即して適正に用いなければならない。

第2章 公文書の開示

(公文書の開示を請求できる者)

第5条 次の各号に掲げる者は、実施機関に対して公文書の開示(第5号に掲げる者にあつては、その者の有する利害関係に係る公文書の開示に限る。)を請求することができる。

- (1) 町内に住所を有する者
- (2) 町内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 町内の事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 町内の学校に在学する者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、実施機関が行う事務事業に利害関係を有する者

(公文書の開示義務)

第6条 実施機関は、開示請求があつたときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報(以下「非開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。

- (1) 法令若しくは他の条例(以下「法令等」という。)の規定又は実施機関が法律上従う義務を有する各大臣その他の国の機関の指示により、開示することができないと認められる情報
- (2) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定に基づき、何人も閲覧できる情報

イ 公表することを目的として実施機関が作成し、又は取得した情報

ウ 法令等の規定に基づく許可、免許、届出等の際に実施機関が作成し、又は取得した情報であつて、開示することが公益上必要であると認められるもの

エ 公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。))の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並

びに地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。))の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職名及び当該職務遂行の内容に係る部分

- (3) 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。))に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、開示することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益が損なわれると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある危害から人の生命、身体、健康、生活又は財産等を保護するために開示することが必要であると認められる情報

イ 違法又は不当な事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある支障から人の財産又は生活を保護するために開示することが必要であると認められる情報

ウ ア又はイに掲げる情報に準ずる情報であつて、開示することが公益上必要であると認められるもの

- (4) 町の機関又は国等(国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人をいう。以下この項において同じ。))の機関との間における委任、依頼、協議等に関する情報で、開示することにより、町の機関又は国等との信頼関係又は協力関係が著しく損なわれると認められるもの

- (5) 町の機関又は国等が行う検査、監査、取締り、許可、認可、試験、審査、争訟、入札、交渉、渉外、人事管理等の事務事業に関する情報で、開示することにより、当該事務事業の目的が損なわれるおそれがあるもの、特定のものに不当な利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの、関係当事者間の信頼関係若しくは協力関係が損なわれると認められるもの又は当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の公正かつ円滑な執行に著しい支障が生ずるおそれがあるもの

- (6) 町の機関又は国等の事務事業に係る意思形成過程において、内部又は相互間における審議、協議、検討又は調査に関する情報であつて、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ又は特定のものに不当な利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの、又は将来の同種の事務事業に係る意思形成に著しい支障が生ずるおそれがあるもの

- (7) 実施機関(町長を除く。)並びに町の執行機関の附属機関及びこれに類するもの(以下「合議制機関等」という。))の会議に係る審議資料、議決事項、会議録等に記録されている情報であつて、当該合議制機関等の設置目的に照らして、開示することにより、公正かつ円滑な議事運営が損なわれるため、議事運営に関する規程若しくは議決によりその全部若しくは一部について開示しない旨を定めているもの又は開示することにより当該合議制機関等の公正かつ円滑な議事運営が著しく損なわれると認められるもの

- (8) 開示することにより、人の生命、身体、財産等の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報

(公文書の一部開示)

第7条 実施機関は、開示請求に係る公文書に非開示情報が記録されている場合において、当該情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができ、かつ、開示請求の趣旨が損なわれることがないと認められるときは、当該部分を除いて開示するものとする。

(公文書の存否に関する情報)

第8条 開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(公文書の開示の請求方法)

第9条 公文書の開示を請求しようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「開示請求書」という。)を実施機関に提出しなければならない。

(1) 開示請求をする者の氏名及び住所(法人等にあつては、名称及び代表者の氏名並びに事務所又は事業所の所在地)

(2) 公文書の名称その他開示請求に係る公文書を特定するに足りる事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 実施機関は、前項の開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求書を実施機関に提出した者(以下「開示請求者」という。))に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するように努めなければならない。

(開示請求に対する措置)

第10条 実施機関は、開示請求に係る公文書の全部又は一部を開示するとき、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨及び開示の実施に関し必要な事項を通知するものとする。

2 実施機関は、開示請求に係る公文書の全部を開示しないとき(第8条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る公文書を保有していないときを含む。))は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を通知するものとする。

3 前各項に規定する開示請求に係る公文書の一部を開示する決定をしたとき、又は開示請求に係る公文書の全部を開示しないときは、実施機関はその理由を開示請求者に通知しなければならない。この場合において、公文書

の開示をしない理由が消滅する期日をあらかじめ容易に明示することができる場合は、当該期日を併せて通知するものとする。

(開示決定等の期限)

第11条 前条第1項及び第2項の決定(以下「開示決定等」という。)は、開示請求があった日から15日以内にするものとする。ただし、第9条第2項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他合理的な理由があるときは、同項に規定する期間が経過した日の翌日から起算して45日を限度として、開示決定等の期限を延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を通知するものとする。

(開示決定等の期限の特例)

第12条 開示請求に係る公文書が著しく大量であるため、開示請求があった日から60日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る公文書のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの公文書については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次の各号に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) 本条を適用する旨及びその理由

(2) 残りの公文書について開示決定等をする期限

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第13条 開示請求に係る公文書に町、国等及び開示請求者以外の者(以下「第三者」という。)に関する情報が記録されているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、実施機関が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、第三者に関する情報が記録されている公文書を開示しようとする場合であって、当該情報が第6条第2号ウ又は同条第3号に規定する情報に該当すると認められるときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該公文書の開示に反対の意思を表示した意見書(以下「反対意見書」という。)を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該反対意見書を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を通知しなければならない。

(開示の実施)

第14条 実施機関は、第10条第1項の規定による公文書の開示をする旨の決定をしたときは、請求者に対して、速やかに、当該決定に係る公文書の開示をしなければならない。

2 公文書の開示は、文書、図画については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関が定める方法により行う。

3 公文書の開示は、実施機関が指定する日時及び場所において行う。ただし、郵送等の方法により公文書の写しを交付する場合にあっては、この限りでない。

4 第2項の規定において閲覧の方法による公文書の開示にあっては、実施機関は、当該公文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認められるとき、又は第7条の規定による公文書の一部を開示するときその他合理的な理由があるときは、その写しにより、開示を行うことができる。

(手数料等)

第15条 この条例の規定に基づく公文書(公文書を複製した物を含む。)の開示に係る手数料は、無料とする。

2 公文書(公文書を複製した物を含む。)の写しの交付を受けるものは、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。ただし、町長が特別の理由があると認めるときは、これを減額し、又は免除することができる。

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第15条の2 開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第1項の規定は、適用しない。

(審査請求があった場合の手続)

第16条 実施機関は、開示決定等又は開示請求に係る不作為について審査請求があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、次条第1項に規定する上牧町情報公開審査会に諮問し、その意見を尊重して、当該審査請求についての裁決をしなければならない。この場合において、当該裁決は、審査請求がされた日から起算して90日以内に行うよう努めるものとする。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を開示することとする場合(当該公文書の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。)

- 2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

(上牧町情報公開審査会)

第17条 前条第1項の規定による諮問に応じ審査を行わせるため、上牧町情報公開審査会(以下「審査会」という。)を置く。

- 2 審査会は、前項に規定する審査のほか、情報公開に関する重要事項について、実施機関の諮問に応じて調査審議し、及び実施機関に建議することができる。
- 3 審査会は、委員5人以内で組織する。
- 4 委員は、情報公開の制度に関する識見を有する者のうちから町長が委嘱する。
- 5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 委員は、再任されることができる。
- 7 審査会は、非公開とし、審査のため必要があると認めるときは、審査請求人、実施機関の職員その他の関係者に対して、審査会の会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な書類の提出を求めることができる。
- 8 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

9 第3項から前項までに定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、町長が規則で定める。(他の制度との調整等)

第18条 実施機関は、法令等の規定により開示請求に係る公文書が第14条第2項に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合(開示の期間が定められている場合にあっては、当該期間内に限る)には、同項の規定にかかわらず、当該公文書については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該法令等の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りではない。

2 この条例は、前項に規定するもののほか、町の図書館その他これに類する施設において、町民の利用に供することを目的として管理している公文書については、適用しない。

(公文書の任意開示)

第19条 実施機関は、第5条各号に掲げる者以外の者から公文書の開示の申し出があったときは、これに応ずるよう努めるものとする。

2 第15条の規定は、前項の規定による公文書の開示について準用する。

第3章 情報公開の総合的推進

(情報公開の総合的推進)

第20条 実施機関は、公文書の開示のほか、広報活動、行政資料の提供その他の情報公開に関する施策の充実を図り、町民に対する情報公開の総合的な推進に努めるものとする。

(出資法人等の情報公開)

第20条の2 町が出資その他財政的支出等を行っている法人(以下「出資法人等」という。)は、この条例の趣旨にのっとり、その保有する情報の公開に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 実施機関は、出資法人等に対し、情報公開を推進するため、前項に規定する必要な措置を講ずるよう指導に努めるものとする。

(指定管理者の情報公開)

第20条の3 指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)は、この条例の趣旨にのっとり、町の公の施設(同法第244条第1項に規定する公の施設をいう。)の管理に関して保有する情報の公開に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 実施機関は、指定管理者に対し、情報公開を推進するため、前項に定める必要な措置を講ずるよう指導に努めるものとする。

3 実施機関は、第1項の情報に係る文書等で実施機関が保有していないものについて開示請求があったときは、当該指定管理者に対し、当該文書等の提出を求めるものとする。

第4章 雑則

(検索資料の作成)

第21条 実施機関は、公文書を検索するための資料を作成し、一般の利用に供するものとする。

(運用状況の公表)

第22条 町長は、毎年1回、各実施機関におけるこの条例の運用状況を取りまとめ、公表するものとする。

(その他)

第23条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成12年10月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例の規定は、平成12年4月1日以降に実施機関の職員が作成し、又は取得した公文書で、保存期間が経過していないものについて適用する。

附 則(平成13年3月条例第8号)
(施行期日)

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成19年12月条例第17号)
(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(経過措置)

- 2 改正後の上牧町情報公開条例第6条の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後にされる公文書の開示の請求について適用し、施行日前にされた公文書の開示の請求については、なお従前の例による。

附 則(平成20年12月条例第28号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成26年9月条例第16号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年3月条例第1号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月条例第6号)抄
(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
(経過措置)

- 2 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであってこの条例の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの条例の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

附 則(平成30年9月条例第24号)抄
(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年10月1日から施行する。

附 則(令和4年12月条例第29号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和7年3月条例第7号)抄
(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。